

平成 18 年 2 月 10 日

平成十三年国土交通省告示第千二十四号の一部を改正する件のパブリックコメントについて

この度、平成十三年国土交通省告示第千二十四号の一部を改正する件の原案を作成しましたので、以下の意見募集要領の通り、広く国民の皆様からのご意見を募集いたします。

本告示の規定に基づき、国土交通大臣が指定する際の指定の基準につきましては、施行までに別途定めるものとします。この指定の基準では、指定の適用範囲、品質基準の考え方、施工上の留意事項等について示すこととしております。

また、改正後の告示第 1 第 15 号及び第 2 第 14 号に規定する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料に対しては、主としてせん断補強に用いる引張りの許容応力度及び材料強度を指定することとしております。

なお、今回に改正に当たり、国土交通大臣が指定する数値は、既存建築物に対して耐震改修する場合に限定することとします。

なお、お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受け付けは以下の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

＜添付資料＞

別紙 平成十三年国土交通省告示第千二十四号の一部を改正する件

＜意見募集期間＞

平成 18 年 2 月 10 日（金）～平成 18 年 2 月 23 日（木）

改 正 案	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 第一 特殊な許容応力度 一〜十三 (略) 十四 あと施工アスカ―(既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。)の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 十五 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 第二 特殊な材料強度 一〜十二 (略) 十三 あと施工アスカ―の接合部の引張り及びせん断の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 十四 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
現 行	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 第一 特殊な許容応力度 一〜十三 (略) 第二 特殊な材料強度 一〜十二 (略)